

県営住宅立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第72条ただし書きに規定する立入検査（以下「立入検査」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事前手続)

第2条 立入検査前には、次の各号に規定する手続をとることとする。ただし、県営住宅の入居者等の生命若しくは身体に危険が生じていることが現に認められるとき、現に使用している県営住宅（以下「使用住宅」という。）が滅失したとき、又は使用住宅が毀損若しくは汚損したことが現に認められる場合で緊急性が高いと住宅営繕事務所長が判断したときは、第3号に規定する手続を省略することができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）の職員は、入居者等の自宅、勤務先、緊急連絡先、連帯保証人等に連絡し、状況を確認する。
- (2) 前号に定める手続によっても、入居者等と連絡がとれないときは、指定管理者の職員は現地臨戸し、状況を確認する。
- (3) 前号によっても、入居者等と連絡がとれないとき、指定管理者の職員は、入居者等あて住宅営繕事務所又は指定管理者への連絡を求める貼紙を行うとともに、貼紙したことがわかるように写真撮影を行う。

(立入検査)

第3条 前条に規定する事前手続の結果、立入検査が必要と住宅営繕事務所長が判断したときは、住宅営繕事務所及び指定管理者の職員は、条例第72条第3項に規定する証票（以下「証票」という。）を携帯の上、入居者あて立入検査実施通知を使用住宅の郵便受け又は新聞受け等に差し置くとともに、差し置いたことがわかるように写真撮影を行う。

- 2 指定管理者の職員は、あらかじめ警察官、連帯保証人、親族等に立入検査の立会いを依頼する。なお、これらの者の立会いができないときは、自治会役員、近隣住民、消防職員に立会いを依頼する。
- 3 住宅営繕事務所及び指定管理者の職員は、証票を携帯の上、窓や鍵を破壊等し、立入検査を実施する。なお、窓や鍵を破壊等した場合の原状回復費用は、指定管理料の中の緊急修繕費で対応する。

(証票の交付等)

第4条 住宅営繕事務所長は、公共住宅課長及び指定管理者に、立入検査を行う者の人数を照会し、必要数の台紙を送付する。

2 公共住宅課長及び指定管理者は、台紙に必要事項を記載し、一覧リストとともに、住宅営繕事務所長に送付する。

3 住宅営繕事務所の神奈川県公印規程第8条第1項に規定する公印取扱主任又は公印取扱補助員は、リストと台紙を確認して、所長印を押印し、公共住宅課長及び指定管理者に、それぞれ証票を送付する。

4 公共住宅課長及び指定管理者は、不用となった証票を、住宅営繕事務所長に返還する。

(厚生住宅への準用)

第5条 この要綱は、神奈川県県営住宅条例の一部を改正する等の条例（平成22年3月30日県条例第36号）附則第2項に基づき、厚生住宅にも準用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。